

支援事業・制度の概要

分野	①産業振興、③観光・交流、⑨まちづくり
活用する場面	V「地域の拠点となる施設等を整備したい」場面
事業・制度の名称	集落活性化推進事業
趣旨	市町村の創意工夫により、その所有する廃校舎などの既存公共施設（ストック）を活用し、公益サービスの集約化を行うとともに、大規模な災害発生時には地域住民の避難施設となるなど地域防災力の向上に役立つ拠点施設の整備を支援する。
実施主体	・対象地域を含む市町村 ・まちづくりを目的とし、対象地域を活動エリアとする特定非営利活動法人若しくは事業を行う地域の市町村長が認定したまちづくり協議会、その他まちづくりを目的とする団体 ※対象地域：過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
支援対象事業	事業の実施に必要な施設の整備（設計、付帯設備等を含む。）及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等。
採択要件、補助要件	過疎、離島、半島、山村、豪雪指定地域を含む市町村にあること
補助率、補助限度額等	対象経費の1/2以内
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	前年度の12月頃
最近の実績	平成20～21年度 上島町
県の担当窓口	地域政策課地域づくり支援グループ TEL:089-912-2261 FAX:089-912-2969 E-mail:chiikiseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	国土交通省地方振興課
関係URL	